

件名	愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例
主管課	循環型社会推進課
根拠法令等	浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）
<p>【改正の概要】</p> <p>浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）により浄化槽法（昭和58年法律第75号）の一部が改正されたことに伴い、条例で規定する事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加となったため、愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項の追加 浄化槽保守点検業者に従事する浄化槽管理士に対し、研修の受講を義務付けるとともに、浄化槽保守点検業者に対し、その営業所の業務に従事する浄化槽管理士の研修の機会の確保を義務付けることとする。</p> <p>2 暴力団排除条項の追加 登録の拒否の要件に暴力団員等であることを追加し、申請者が暴力団員等に該当するものであるかどうかについて、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができることとする。</p>	
施行日	令和2年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	

